

国民年金 だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと



高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

国民年金保険料の免除が
承認された方へ
追納をお勧めします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）や若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときと比べ、老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。しかし、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば、さかのぼって古い月分から納めること（追納）ができます。

◎免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

◎一部免除を受けた期間の追納は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければできません。

◎「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より先に経過した古い月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

◎「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

◎「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

◎「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

※追納の申し込みや、追納が可能な期間の確認、金額等のご相談は、高知西年金事務所までお願いします。

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日
12月24日(水)・1月28日(水)

受付時間 午前10時～11時40分
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



こんにちは
市民課
窓口です

市民課
市民窓口係
☎42・1191

特別永住者・永住者の方へ
みなしカードからの
切り替えについて

外国人登録法廃止後、外国人登録証をみなしカードとして利用している人は、有効期間内に、特別永住者証明書または在留カードへの切り替えが必要です。

切り替えには期限が設けられています。生年月日により、期限は異なります。

対象者には、9月に法務省から案内の通知書が送付されています。詳しくは、該当する手続き場所にお問い合わせください。

特別永住者

お手続き場所

市民課 市民窓口係

必要なもの

・外国人登録証明書
・パスポート（持っている人のみ）
・写真1枚（4cm×3cm）

永住者

お手続き場所

高松入国管理局 高知出張所
（☎088・871・7030）

必要なもの

必要書類等は、入国管理局にご確認ください。